

四国4県連携侵入病害虫防除対策連絡会運営要領

1 主旨

四国4県連携侵入病害虫防除対策連絡会は、四国のいずれかの県で新しい侵入病害虫に関する特殊報が出された場合等に、これらの病害虫に対する研究連携協定書に基づく「緊急防除技術の開発」の課題化の要否等について協議を行う。

平成22年12月28日付け「四国4県連携侵入病害虫防除対策連絡会」の運営については以下のとおりとする。

2 構成員

本会の構成員は、四国4県の植物防疫又は病害虫防除に携わる担当者及び関係部局の職員とし、毎年4月に各県より3名程度を選出する。

3 代表者及び事務局

- 1) 本会の代表者は、平成24年3月までは香川県から選出し、平成24年4月以降は1年毎に各県より選出することとし、平成24年4月より愛媛県、平成25年4月より香川県、平成26年4月より徳島県、平成27年4月より高知県、以降、同様の順で選出することとする。
- 2) 代表者は、会員からの新しい侵入病害虫等に関する情報を受けた場合は、必要に応じて、4県で協議するための会を開催し、会議を総括する。
- 3) 事務局は代表者が選出された県に置くこととする。

4 会議

- 1) 年1回定例会を開き情報交換等を行う。
- 2) 定例会は四国植物防疫研究協議会役員会と同日に行う。
- 3) 緊急に会議を開く場合は、必要に応じて各県の試験研究機関や行政機関等に集合して行う。
- 4) 会員が必要と認めた場合には、4県以外の関係者をオブザーバーとして参加要請することができる。

5 協議事項

協議は、四国で発生した侵入病害虫に対して、4県が連携して実施する対応策について行い、必要に応じて研究連携協定書に基づく「緊急防除技術の開発」として課題化する。課題化する場合は、研究実施体制、その他必要と認める事項について検討する。

6 連携

- 1) 会員は四国での新しい侵入病害虫の発生がない場合においても、各県研究機関に設置した情報共有化システム等を利用して、侵入病害虫等に係る情報交換を図るものとする。
- 2) 侵入病害虫等に係る情報について、四国で共有すべきものについては、四国植物防疫研究協議会と協議し、同協議会のホームページ上で、人事交流状況や病害虫の発生経過及び研究成果等を公開するものとする。

7 その他

本要領は、平成23年11月28日から実施する。